

第1章

契約とは

1 契約に関する基本知識

(1) 契約の成立

契約が成立するためには、一方当事者から「契約を結びたい」という申込みの意思表示を行い、他方当事者が「了承する」という承諾の意思表示を行った結果、両意思表示が合致した場合に成立する（H29-8-ア、R02-13-1）。

契約は、当事者が合意すれば、公序良俗に反しない限り原則として自由に締結できる（契約自由の原則）。

(2) 契約の方式

このように、意思表示の合致だけで契約の成立が認められるものを「諾成契約」という。



賃貸管理のための管理受託契約や賃貸借契約は、いずれも書面等の授受がなくても成立する「諾成契約」である（R02-13-3）。

保証契約や、賃貸借における定期建物賃貸借等、当事者の意思の合致のほか、書面（又は電磁的記録）による締結という「要式行為」が必要となるものもある。

2 強行規定と任意規定

(1) 強行規定

強行規定とは、法律の規定のうち、当事者間の合意にかかわらず強制的に適用される規定である。経済的に弱い立場にある賃借人を保護するために定められた借地借家法には、強行規定が多い。

前提として「契約自由の原則」があり、実務上も一般的な事項のほかに賃貸人と賃借人とが合意のもとでさまざまな特約を結ぶケースが少なくないが、この場合、契約自由の原則があるとはいえ、借地借家法上の「強行規定」に反した賃借人に不利な内容のものは、たとえ契約に盛り込んで無効とされる（R05-21-イ、R06-4-1.2）。

例：賃貸人の要求があれば契約は直ちに終了する特約

また、その内容が公序良俗（民法 90 条）に反したり、消費者契約法（9 条・10 条）に反していないことも重要である。

公序良俗に反する例としては、夫婦での入居を認めておきながら、子供が生まれた場合は契約を解除するといった内容が該当する（R02-30-エ）。

【強行規定に反する契約は無効】

- ・契約と同時に設定される「期間満了時に賃貸借が解約される」旨の特約（H28-13-1、R06-4-4）
- ・更新の合意が成立しない場合には賃貸借が期間満了により終了するとの特約（H28-13-4、H30-15-イ）
- ・賃料を滞納した場合、契約は直ちに解除され、賃貸人は鍵を交換することができるとの特約（H28-22-4）
- ・建物の所有権が他に帰属した場合に、賃貸借契約は終了する旨の特約（H30-15-ア）

(2) 任意規定

法律で定められたルールのうち、当事者が法の規定と異なる内容を定めた場合には、その定めが法に優先して適用される規定を、任意規定という。



賃借人が明渡時に造作買取請求をしないという特約は有効（H28-13-3、H30-15-ウ）。

3 契約締結における諸問題

契約が成立しないうちは、契約に基づく権利義務は生じない。契約締結のために費用を費やしたとしても、それは自ら負担すべきであって、相手方に請求することができない。しかし、契約に向けた交渉が進むと、強い信頼が生まれる段階に達する。そこで、契約成立に対する信頼を裏切って交渉を破棄した当事者には、信義則上、契約成立を信じて支出した費用を損害として賠償しなければならないものとされる。

- ・ 契約締結交渉が進んだ後に一方的に契約締結を拒否したもの
　契約締結に向けての交渉が進んでいる段階で賃貸人が一方的に契約締結を拒否した場合には、信義則上賃借人に対し損害賠償責任を負うとした（神戸地裁尼崎支部判平 10. 6. 22）。
- ・ 契約締結の再三の延期
　契約締結交渉が進んでいたにもかかわらず、賃貸人が再三契約締結日を延期した場合、賃貸人は賃借予定者に対し信義則上損害賠償責任を負うとした（東京地判平 6. 6. 28）。
- ・ 入居者の選択と賃貸人の責任
　外国人（在日韓国人）であることを理由に入居を拒否したことが、契約締結段階における信義則上の義務に違反し、損害賠償を免れないとされた（大阪地判平 5. 6. 18）。

第2章 意思能力・行為能力

1 意思能力

意思能力とは、法律行為を行うために必要な判断能力をいい、意思能力のない者の行った法律行為は、無効となる（民法3条の2）。意思能力は、法律行為の法的な意味や結果を弁識する能力であって、一般に、7歳から10歳程度の物事に対する理解力とされている。

2 行為能力

単独で完全に有効な法律行為を行うことができる能力を行為能力という。18歳以上の者で、判断能力に問題がない者に行為能力が認められる。行為能力は有しないが、意思能力があり、ある程度の判断能力を有する場合、その者が行った法律行為を一律に無効として取引社会から追い出すのではなく、保護者の下で参加させるのが適当である。

そこで、後述の制限行為能力制度を設け、行為能力を有しない者が取引に参加するためのルールを整えた。

3 制限行為能力者

民法は、未成年者など、通常の大人に比べて判断能力が不十分だと思われる者について、制限行為能力者という制度を設け、一定の者を保護者として、制限行為能力者の保護・監督にあたらせることとしている。

また、制限行為能力者が1人でした契約等の行為は、原則として取り消すことができる（民法5条2項等）。

(1) 未成年者

ア 未成年者とは

未成年者とは満18歳未満の者である（民法4条）。

イ 未成年者の保護者

未成年者の保護者は、親権者又は未成年後見人である。未成年者の保